

令和5年度 川崎競馬場清掃等業務仕様書

- 1 件 名 令和5年度 川崎競馬場清掃等業務
- 2 履 行 場 所 別添「業務別実施要領」（騎手仮眠室及び小向きゅう舎管理棟）
のとおり
川崎競馬場場内の清掃（1・2号スタンド、場内、内馬場内、下見所・装按所）については、別添「区域別清掃実施要領」のとおり
- 3 契 約 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 目 的 川崎競馬場及び小向きゅう舎管理棟に係る清掃等の業務
- 5 業 務 内 容 別添「業務別実施要領」（騎手仮眠室及び小向きゅう舎管理棟）
のとおり
川崎競馬場場内の清掃（1・2号スタンド、場内、内馬場内、下見所・装按所）については、別添「区域別清掃実施要領」のとおり
- 6 業務実施の範囲 別添「区域別清掃実施要領」のとおり
- 7 業務実施における留意点
 - (1) 業務時間中は、来場者及び競馬関係者等の通行に支障がないよう注意し、「業務別実施要領」に従い、確実な業務を実施するように努めること。特に、走路及びパドック等において周辺に馬がいるときは、事故防止に努め、また、競走馬への影響を考慮し、清掃時及びごみ回収時に音を立てないように細心の注意を払うこと。
 - (2) 開催期間中及び開催に係る準備期間内の業務時間中は、コース内にごみ（新聞及び投票券等）が入らないよう常に巡回清掃し、ゴミの飛散を抑止するよう努めること。
 - (3) 清掃作業中は、怪我等しないように注意すること。特に、川崎競馬場内に競走馬がいるときは、より一層周囲に注意し、安全に業務を実施すること。
 - (4) 業務範囲内及び隣接する地域において、異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること。
 - (5) 場内の設備及び備品について、汚損・破損のないよう注意すること。なお、作業者が損傷してしまった場合、または既に汚損や破損のあった場合は、速やかに発注者に報告すること。
 - (6) 清掃作業に従事する者は、届け出た制服または作業着を着用するとともに、貸与された通行証または名札・腕章等を常に表示すること。また、制服・作業着については、常に清潔なものを正しく着用し、身だしなみには特に注意すること。
 - (7) 清掃作業は川崎競馬場の営業形態に応じて、次のとおり実施することとする。なお、開門時間等の営業に関する情報は、随時発注者よりメール等で提供する。
 - ア 川崎競馬本場開催中
 - ・開門3時間前頃から開門前までを目安に、入場門周辺のごみ拾い及び前日のごみの片付け等、営業準備のための清掃を完了させること。
 - ・開門後は、場内を巡回して各所の清掃を実施し、その他随時で発注者から指示を受けた箇所について清掃すること。

・最終レース終了後は、片付け清掃を実施し、最終レース終了から1時間以内に清掃を完了させること。なお、それ以降の時間帯に清掃を実施する場合は、原則発注者の許可を得て、その範囲内で作業すること。

イ 場外開催中

・開門3時間前頃から開門前までを目安に、入場門周辺のごみ拾い及び前日のごみの片付け等、営業準備のための清掃を完了させること。

・開門後は、場内を巡回して各所の清掃を実施し、その他随時で発注者から指示を受けた箇所について清掃すること。

・発売対象レース終了後は、片付け清掃を実施し、発売対象レース終了から1時間以内に清掃を完了させること。なお、それ以降の時間帯に清掃を実施する場合は、原則発注者の許可を得て、その範囲内で作業すること。

ウ J-PLACE 川崎場外発売中

・午前7時から開門前までに、入場門周辺のごみ拾い及び前日のごみの片付け等、営業準備のための清掃を完了させること。

・開門後は、場内を巡回して各所の清掃を実施すること。

・発売対象レース終了後は、片付け清掃を実施し、発売対象レース終了から1時間以内に清掃を完了させること。なお、それ以降の時間帯に清掃を実施する場合は、原則発注者の許可を得て、その範囲内で作業すること。

なお、小向きゅう舎管理棟に係る清掃は「区域別清掃実施要領（小向きゅう舎管理棟）」に基づき、指定された日時に作業すること。

- (8) 業務完了後、収集・一時保管した塵芥・ごみ等は指定の場所に集積することとし、その際は分別処理を行い、「紙類」「ビン」「缶」「ペットボトル」「その他一般ごみ」を完全に分別して集積すること。（各ごみ箱内の再分別も行うこととする。）

また、指定場所以外への集積は一切認めないこととし、集積場所については、悪臭の発生、汚水の流出のないよう常に清潔を心がけること。

- (9) 火の元の処理には細心の注意を払い、廃棄物・塵芥などからの火災が発生しないよう十分に注意すること。なお、火災発見の際は、可能な範囲で消火活動に当たるとともに、速やかに消防機関及び発注者等に報告すること。

また、事件及び事故の発見や発生の恐れがある場合も、発見者の安全確保を最優先し、速やかに開催本部等に連絡し、指示に従うこと。

- (10) ごみ箱は発注者の指示に従って配置すること。
- (11) 川崎競馬の営業方法等の変更に伴って、清掃範囲、開催日程及び清掃頻度等を変更する必要がある場合は、発注者と受注者で協議したうえで変更することとする。
- (12) その他、仕様書等に指示のない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議して決定する。

8 清掃用具

「業務別実施要領」に記載された業務の履行に必要な用具は、特に指定のない場合は、受注者により確実に効率の良いものを選定する。

また、用具類、消耗品（ごみ袋も含む。）はすべて受注者の負担とするが、用具の保管場所は、発注者の指定箇所を無償で貸与することとする。

業務履行のために使用する電気・水道の利用については、発注者の負担とするが、受注者は業務に必要な最低限度の利用に留めること。

9 清掃作業控室

発注者は受注者に清掃作業控室（以下：控室）を契約期間中、無償で貸与することとし、受注者は貸与された控室を契約期間中に限り、適正に使用することができるものとする。また、控室の鍵については、使用毎に借り受けることとし、解錠・施錠については受注者が責任をもって管理し、使用後は速やかに返却することとする。

控室の使用方法については、受注者の責により原状復帰できる範囲内とし、室内に設置する設備や備品について、改修等を要する場合、許可されたものに限り使用・設置できることとする。なお、貸与されている期間中に控室で起きた盗難などの事件・傷病等の事故は受注者の責によるものとする。

また、控室の変更等については、発注者の指示に従うこと。

10 鍵の預かり及び場内の施錠・解錠について

受注者は業務上必要な履行場所の鍵を借り受けることとし、鍵は業務実施日の業務開始時刻から業務完了後退場するまでの間貸与する。鍵の持ち帰りや複製、関係者以外への貸与は禁止とする。

また、鍵を貸与されている箇所及び鍵不要の施錠可能な箇所（窓ガラスサッシ等）については、受注者が開門前は解錠、閉門後は施錠することとする。

11 個人情報保護

個人情報保護の観点から、競馬場内及びその周辺の業務範囲内において知り得た情報について、みだりに第三者へ漏洩しないこととする。

また、場内で取得したもの全ては、発注者の責に帰属するものとし、特に現金、有価物は速やかに開催本部へ届け出ることとする。

12 作業責任者等について

受注者は業務実施に当たり、適正な業務を履行するため、公営競技及び公営競技場の清掃作業の知識を有する作業責任者を常駐させ、競馬開催に最大の配慮をもって作業にあたることとする。

業務実施にあたっては、作業責任者従事経歴書（様式1）、その他の者について施設の安全管理のため、従事員名簿（様式2）及び資格等取得者一覧表（様式3）を本契約締結時に、発注者に届け出なければならない。また、届出内容を変更した場合も同様とする。

様式 1

業務責任者従事経歴書

神奈川県川崎競馬組合
管理者 殿

住所
氏名
生年月日

業務名 令和5年度 川崎競馬場清掃等業務

資 格
(名称・番号等)

1 年 月

2 年 月

3 年 月

経歴

1 年 月

2 年 月

3 年 月

様式2

従事者名簿

年 月 日

神奈川県川崎競馬組合
管理者 殿

住所

会社名

代表者職・氏名

印

次のとおり作業員を定めましたので届け出ます。

業務名 令和5年度 川崎競馬場清掃等業務

令和 年 月 日現在				
	職	氏 名	性 別	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

備考

資格等取得者一覧表

年 月 日

神奈川県川崎競馬組合
管理者 殿

住所

会社名

代表者職・氏名

印

業務実施にあたり必要な資格取得者を次のとおり届け出ます。

業務名 令和5年度 川崎競馬場清掃等業務

令和 年 月 日現在					
	職	氏 名	資格の種類	取得年月日	備 考
1					
2					
3					

備考
